放送法第122条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　略］

注２　「事故の原因となつた基幹放送局設備等の概要」の欄は、基幹放送局設備の名称等を記載し、当該基幹放送局設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。なお、人為要因が原因となつた場合は、当該基幹放送局設備の名称等に加えて、原因となつた組織の名称等を記載し、当該組織の役割が分かる体制図等を添付すること。

［注３～注８　略］

別表第二十七号（第126条関係）

１　放送法第115条第１項に基づく立入検査

（表）

［表略］

（裏）

放送法抜粋

第115条　総務大臣は、第111条第１項、第113条第１項及び前条第１項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備等の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

［注　略］

放送法第122条の規定に基づき、重大な事故報告書を提出します。

発生年月日及び時刻		復旧年月日及び時刻	
発生場所			
事故の原因となつた基幹放送局設備の概要			
発生状況			
措置模様			
発生原因			
再発防止策			
利用者対応状況			

［注１　同左］

注２　「事故の原因となつた基幹放送局設備の概要」の欄は、当該設備の名称等を記載し、当該設備の役割が分かる設備構成図等を添付すること。

［注３～注８　同左］

別表第二十七号（第126条関係）

１　放送法第115条第１項に基づく立入検査

（表）

［表同左］

（裏）

放送法抜粋

第115条　総務大臣は、第111条第１項、第113条第１項及び前条第１項の規定の施行に必要な限度において、認定基幹放送事業者に対し、基幹放送設備の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該基幹放送設備を設置する場所に立ち入り、当該基幹放送設備を検査させることができる。

２　（略）

３　前２項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第188条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

二　第115条第１項若しくは第２項、第124条第１項、第139条第１項又は第145条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

［注　同左］